

仕 様 書

1 業務名

吹田市留守家庭児童育成室おやつ提供業務（単価契約）

2 業務内容

内容		特記事項
(1)	おやつの調達	<ul style="list-style-type: none"> ○お茶及びおやつ提供に必要な雑貨を含むこと。 ○提供できる品目は150種類以上を有し、契約時に一覧表（又はカタログ）を提出すること。また、安定した納品ができること。 ○1日に提供するおやつの品数は児童一人当たり3品程度（合計概ね200kcal）とすること。 ○お茶は1人1日概ね300mlとすること。 ※お茶の種類は、指示のない限り、麦茶（水出し又はお湯だしティーパック）とすること。 ○おやつ及びお茶は、市場価格で児童1人1か月当たり2,000円（税込）以上の価値を有すること。 ○食品の産地が明確であり食品衛生基準を遵守した製品である等、安全性が担保されている商品であること。
(2)	献立の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○1週間ごとの献立を作成すること ○提案メニュー表、アレルギー商品詳細（原材料詳細付）、代替え商品詳細原材料詳細付）を記載すること。 ○献立表には、以下を必須項目とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①温度帯（常温、冷蔵、冷凍） ②商品名 ③商品規格 ④供給価（税抜） ⑤1人あたり供給価 ⑥入数 ⑦七大アレルギー（小麦、そば、卵、乳、落花生、えび、かに） ⑧カロリー ⑨原材料名及び使用アレルギー（28品目）の有無 ※アレルギー疾患を有する児童がいる事を十分考慮し、できる限りアレルギー標記の少ない物を選定すること。 ○学校給食で提供しない食材が使われている商品は載せないこと。 （そば・落花生（ピーナッツ）・えび・かに・アーモンド・カシューナッツ・くるみ・あわび・いくら・キウイフルーツ・バナナ・まつたけ・やまいも） ○お茶のカタログ掲載予定日を常に献立に載せること。 ○配送日の3週間前までに、放課後子ども育成室及び各留守家庭児童育成室（以下「育成室」という。）に献立及び数量を提出すること。品目に変更が生じた場合、市と協議の上、指示に従うこと。
(3)	提供先へのおやつの運搬	<ul style="list-style-type: none"> ○納品について <ul style="list-style-type: none"> ・本市が毎月指定する児童数の1週間のおやつを、おやつを提供する日を含めて、3開室日前までの開室時間内に業務実施場所へ納品すること。

		<p>※育成室の開室時間</p> <p>通常開室：午後１時から午後６時３０分まで</p> <p>小学校の長期休業中：午前８時３０分から午後６時３０分まで</p> <p>※３開室日前が祝日あるいは、長期休業休日の場合は、別途市と協議して決定すること。</p> <p>※職員がおやつを提供する際、負担が少なくなるよう配慮された状態にして納品すること。</p> <p>○（２）については、作成印刷し、３週間前に業務実施場所へ納品すること。</p> <p>○納品商品は、納品日から次週納品日までを活用とするローリングストック法とする。</p> <p>○育成室の開室時間は、午後１時から午後６時３０分まで。ただし、小学校の長期休業中は、午前８時３０分から午後６時３０分まで。</p>
(4)	その他	<p>○毎週・毎月の利用状況について</p> <p>四半期ごとに、週・月での利用状況表を本市に報告すること。</p>

3 履行場所

別紙 「吹田市留守家庭児童育成室一覧」のとおり

4 履行期間

令和５年１０月１日から令和８年９月３０日まで

5 予定数量（予定提供児童数）

令和５年度１か月当たり 3,100 人

令和６年度以降１か月当たり 2,900 人

※令和７年度は 16 校を予定している。また、児童数は予定数量のため変動する。各育成室に食物アレルギー疾患を有する児童が在籍している場合もある。

6 おやつを提供日

年末年始（12月29日から1月3日まで）及び祝祭日、3月最終日の平日を除く月曜日から金曜日

7 委託料の支払い

全育成室の１か月分の納品が完了後、翌月１０日までに市へ請求すること。市は請求を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

8 その他

（１）受託者は、吹田市情報セキュリティポリシー（平成２９年５月１８日制定）、吹田市の保有する個人情報等保護管理要領（令和５年４月１日施行）及び個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等関係法令を遵守しなければならない。

（２）業務実施場所は、育成室の運営業務委託等の理由により増減する可能性がある。

（３）受託者は、本業務遂行にあたり、市と密着に連絡を取り事業を進めること。また、実施にあ

たつて疑義が生じた場合には速やかに市と協議し、その指示を受けること。

- (4) 市は受託者が、市が求める報告を行わないとき、現地検査又は改善要求など、必要な指示に従わないとき、受託者による運営の継続が適切でないと市が認めたとき、契約の解除又は業務の一部停止を命じることができる。
- (5) 本業務において食品衛生に関する事故等が発生した場合は、受注者は事故等の原因の特定及び各関係機関の聴取に全面協力をするとともに、当該事故に伴い生じた損害賠償についても受注者の責任において対応すること。
- (6) 消費税率が変更になった場合、契約単価の変更を行う契約変更手続きを行うものとする。
- (7) 自然災害等で、十分な商品確保が困難な場合、市と協議の上、可能範囲で届けること。
- (8) この仕様書の定めのない事項及び疑義が生じた事項については、吹田市と受託者の双方で誠意をもって協議して定めるものとする。